福島県告示第八百三十号

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法による新設 ○患畜又は疑似患畜の発見について の届出があった件 届出があった件

七 四 四

声

○土地改良法により換地計画を定め

○保安林の指定を解除する予定であ

占监

上四五. 占四五

○道路の区域を変更する件

公 告

○一般競争入札を行う件 ○産業廃棄物処理施設等設置事前協 議書の提出があったので公告する

○ダイオキシン類土壌汚染対策計画

○土地改良法により換地処分をした

)肥料を登録した件 る旨通知があった件

福

嶤

嶤

○土地改良区の役員が就任した旨届 出があった件 を変更した件

○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件

声

2

声

声

○基本測量の実施について通知があ った件

○宅地建物取引業法により業務の停 止処分をした件

福島県企業局

占四五

○福島県企業局財務規程の 正する規程 一部を改

占四九

Ŧi.

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分 示する件 する者の総数の三分の一の数を告 県議会議員選挙区別の選挙権を有 の一及び三分の一の数並びに福島 芸

正

○平成二十年七月十一日付け号外第 四十八号中

芸

岸

七四九

占四九 三

大規模小売店舗の新設をする日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

兀

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

収容台数 百十五台

荷さばき施設の位置及び面 別紙図面のとおり

面積 百四十五平方メートル

位置 別紙図面のとおり

十九立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻

午前九時

商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 規定する添付書類を平成二十年十二月十二日から平成二十一年四月十三日まで福島県商 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 平成二十年十二月十二日 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・

福島県知事 佐 藤 雄 平.

ヨークタウン郡山堤下 郡山市堤下町一番 大規模小売店舗の名称及び所在地

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル 住所 郡山市朝日二丁目十八番二号 代表者の氏名 代表取締役 大髙

大規模小売店舗において小売業を行う者 名称 株式会社ヨークベニマル 代表者の氏名 代表取締役 大髙 善興

住所 郡山市朝日二丁目十八番二号

平成二十一年七月二十九日

三千九百二十二平方メートル

収容台数 二百十台 位置 別紙図面のとおり

位置 別紙図面のとおり

位置

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

閉店時刻 午後十一時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

3

- 数 二か所
- 別紙図面のとおり
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

届出年月日

t

平成二十年十一月二 一十八日

「別紙図面 は、 省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百三十一号

平成二十年十二月十二日

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

福島県知事 佐 藤 雄 平

_

3	病
ネ病	名
牛	畜
	種
疑似患畜	患畜の区分
二頭	発見頭数
田 村 郡	発見の場所
平成二〇年	発見年月日
再検査	摘要

畜 産 課

福島県告示第八百三十二号

おり縦覧に供する。 染地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のと 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により

平成二十年十二月十二日

縦覧に供する書類

換地計画書の写し

平

縦覧の期間

平成二十一年一月九日まで平成二十年十二月十五日から (二十六日間)

三 縦覧の場所

石川郡浅川町役場

福島県知事 佐 藤 雄

福島県告示第八百三十五号 肥料取締法

り登録した。 (昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、 肥料を次のとお

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

\$ 1 1			保証病	保証成分量	(%)	3	l 1		4
宜球番号 (福島県)	肥料の種類	が対め、	会 美量	の数で	加里 全量	の規格	式名名文格	住所	魚 田
833	混合有	新940	9.0	4.0	1	含有を許さ 片倉チ	片倉チ	東京都千代 平成20年	平成20
	機質肥					れる有害成	ッカリ	☆ ッカリ 田区九段北 11月20日	11月20
	챛					分の最大量	ン株式	分の最大量 ン株式 一丁目13番	
						は公定規格	会社	5号	

福島県告示第八百三十三号

平成二十年十二月四日白沢地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

(農地管理課)

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐 (農地管理課) 藤 雄

平.

福島県告示第八百三十四号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のとおり保

平成二十年十二月十二日

解除予定保安林の所在場所

福島県知事

佐

藤

雄

平

保安林として指定された目的 耶麻郡北塩原村大字桧原字西吾妻山一一〇二(国有林。 次の図に示す部分に限る。

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及

(「次の図」は、省略し、

び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。

(治山対策課)

Г						
					834	
			薬	機質肥 ゴージャ	混合有	
		五	ス 330	ザージャ	混合有 バイオ	
					3.0	
					3.0	
					I	
	のとおり。	は公定規格 社	分の最大量 株式会 番地	れる有害成	含有を許さ	のとおり。
		华	株式会	テック	77-	
			番地	れる有害成 テック 市滑川1245 11月21日	含有を許さ ファー 千葉県成田 平成20年	
				11月21日	平成20年	

(農業総合センター)

福島県告示第八百三十六号

課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道につい 平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	四国号道一	路 線 名
まで 根字家宝石一番二地先根字家宝石一番二地先	水字椚平三一番地先か双葉郡浪江町大字赤宇	区間
変更後	変更前	更後の別
B A	A	_ 敷
一 八三二二七 四 五 六 六 二 5	二三:	(メートル) 敷 地 の 幅 員
九 二 三 · · 五	九 三 五 五	(メートル) 長

(道路計画課)

平成20年12月12日 金曜日

公告第六百二十号

という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七 条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則 電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行うので、

平成二十年十二月十二日

入札に付する事項

に実施する。 に掲げる数量の電子複写機による複写サービスの提供業務(入札は、 次の表の地域等区分と機器区分により画される区分(以下「入札区分」という。) 入札区分ごと

福島県知事

佐

藤 雄 平

() () () () () () () () () ()	所 大阪事務	域わき地	相双地域	会津 ・南	南地域県中・県	県北地域	地域本庁舎等	区地
		四台	九台	六台	11 4日	七台	六台	速機) (白黒低 低 機)
		111	五台	門纽	111征	九台	三台	低速機) (白黒中
		11/40	五台	六台	七台	八台	八台	速機) (白黒 中 機)
		五台	四台	五台	11140	九台	二四台	高速機)
	一台	1 140	二台	五台	11 4日	六台	四台	機) 黒(カラー 機) 速 ー機
			四台	九台	11位	八台	1 三台	機) 黒中 カラー 速
			1 台	11台	一台	一台		(広幅機)

- 業務の仕様 入札説明書による。
- 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項4 履行場所 入札区分ごとに定める場所(詳

入札区分ごとに定める場所(詳細は入札説明書による。)

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必
- 要な資格の確認を受けた者であること。 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- い者であること。 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていな

兀

3 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立て 加することに支障がないと認められる者であること。 二百二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立 をしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第 てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参

4 模の電子複写機の複写サービスの提供業務の実績を有する者であること 過去二年間において国又は地方公共団体において、この公告に示した契約と同規

5 県内に事業所を有し、かつ、この公告に示した契約に係る複写機の保守及び消耗 品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。 ら5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3か

十一年一月1 (土曜日、日曜日、平成二十年十二月二十三日(火)及び同月二十九日から平成二 一日までを除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで

提出場所 郵便番号九六〇—八六七〇

2

報

電話〇二四―五二一―七〇二六

3 成二十一年一月九日(金) 契約条項等を示す場所等 午後五時三十分まで必着とする。

1 場所に同じ。 契約条項を示す場所、

2 入札説明会の日時 (金) 午後一時三十分

3 入札説明会の場所 福島県庁本庁舎二階二〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番

Ŧi. 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成二十一年二月三日 (火)

県北地域 本庁舎等地域 午前九時 午前十時

県中・県南地域 午前十一時

会津・南会津地域 午後一時

相双地域

大阪事務所 いわき地域

午後三時

午後二時

2 場所 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号) 午後四時

郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一

3

その他

2

入札に参加する者に必要な資格の確認

提出期間 平成二十年十二月十五日(月)から平成二十一年一月九日 (金) まで

福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町二番十六号

提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、 書留郵便とし、 平.

入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる

平成二十年十二月十九日

公告第六百二十一号

の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、 福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項 同条第六項

の規定により、次のとおり公告する 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 斎藤運輸工業株式会社 平成二十年十二月十二日 代表取締役 齋藤 逹夫 福島県知事 佐 藤 雄

産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区 福島県相馬郡飯舘村臼石字町九六番地二

移動式施設として使用する場合、設置等予定地区は特定されな 福島県南相馬市原町区深野字字入龍田地内

年二月二日 入札保証金及び契約保証金 (月)午後五時三十分までに三の2に掲げる場所に必着のこと。

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

入札者に要求される事項

七

島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 なければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出し 福

入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

1 その他

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五 相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 入札方法 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に 入札書には、一枚当たりの複写サービスの単価を記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

その他 詳細は、入札説明書による。

総 務 課 福

第2039号

三 兀 産業廃棄物処理施設等の処理能力 産業廃棄物処理施設等の種類 (移動式) がれき類の破砕施設

四〇〇トン毎日(八時間)

公告第六百二十二号

公告する。 で、同条第二項で準用する同法第三十一条第六項の規定により、その概要を次のとおり により、ダイオキシン類土壌汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を変更したの ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十二条第一項の規定

平成二十年十二月十二日

島県知事 佐 藤 雄 平

対策計画の名称

事業の実施地域 双葉郡大熊町大字小入野字東平地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画 (変更なし)

により指定したダイオキシン類土壌汚染対策地域の全域(変更なし) ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定した件(平成十九年福島県告示第六十八号)

= 事業の内容

度により管理型最終処分場に埋立処分を行うか、又は産業廃棄物中間処理施設におい 分を行う。 施設において焼却処理によりダイオキシン類を無害化し、管理型最終処分場に埋立処 る汚染の程度により管理型最終処分場に埋立処分を行うか、又は産業廃棄物中間処理 より、除去し、良質土で埋め戻す。掘削した汚染土壌の処分は、ダイオキシン類によ て焼却処理によりダイオキシン類を無害化し、管理型最終処分場に埋立処分を行う。 (変更後) 良質土で埋め戻す。掘削した汚染土壌の処分は、ダイオキシン類による汚染の程 (変更前) 事業の実施地域の一部を除きダイオキシン類による汚染土壌を掘削に 事業の実施地域のダイオキシン類による汚染土壌を掘削により、

周囲には、柵等を設置し、人が立ち入ることができないような措置等を講じる. また、事業の実施地域のうち双葉郡大熊町大字小入野字東平百五十二番四の 一部の

事業費の総額

(変更前) 二億六千八百十一万二千円

一億八千六百七十六万六千円

Ŧi. 事業を実施する者

大熊町(変更なし)

(水・大気環境課)

公告第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があっ

福島県知事

佐

藤

雄

平.

平成二十年十二月十二日

土地改良区の名称 雄国山麓土地改良区

就任した役員

(産業廃棄物課)

氏名

小椋 敏 耶麻郡北塩原村大字桧原字早稲沢五二七番地の五住所

(農村計画課)

福島県知事 佐 藤 雄 平.

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 平成二十年十二月十二日

公告第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

次の

土地改良区の名称

退任した役員 安積疏水土地改良区

郡山市片平町字深谷上屋敷三番地

橋本

市三穂田町山口字山田一七五番地

本田 堀田 佐藤 陸夫 郡山市片平町字西久保四八番地 須賀川市越久字谷知畑一三〇番地 市喜久田町前田沢一丁目一四番地

渡邉 武夫 須賀川市北横田字新田一三四番地 市三穂田町駒屋字石橋一三番地

渡邊 岡部 本宮市仁井田字上野台一一番地 市仁井田字舘内八五番地

宗形 七海 勝也 良伊 郡山市堤二丁目一八番地 市安積町成田字東丸山五七番地

同同同同同同同同同同同同同同 渡邊 本宮市大森二二番地の一〇 市日和田町梅沢字上大坦四番地

郡山市横塚一丁目一四番二三号 同 市咲田二丁目二〇番二号

監事 國分鉄之助 新平 郡山市熱海町安子島字町四一番地 須賀川市小倉字山吹六八番地

我妻 安藤 市三穂田町山口字芦ノ口二九番地

次の

同同同同同同同同同同同同同同 岡部 佐藤 岡部 渡邉 田 田 田 新次 陸夫 郡山市片平町字西久保四八番地 須賀川市越久字谷知畑一三〇番地 郡山市片平町字深谷上屋敷 須賀川市北横田字新田一三四番地 市三穂田町山口字山田一七五番地 市日和田町字南原二番地の一一一 市喜久田町前田沢一丁目一四番地 市仁井田字舘内八五番地

宗形 渡邊 良伊 雄 郡山市堤二丁目一八番地 本宮市仁井田字上野台一一番地

橋本 七海 幸一 常雄 勝也 同 市安積町成田字東丸山五七番地 市逢瀬町多田野字河田堀四一番地 市三穂田町富岡字一本杉五番地

嘉重 吉弘 本宮市仁井田字村山三番地二八 市三穂田町鍋山字上屋敷一六番地

髙原 國分鉄之助 須賀川市今泉字町内三一〇番地 郡山市喜久田町字菖蒲池二二番地の四六六 市熱海町安子島字町四一番地

郡山市横塚一丁目一一番一〇号

(農村計画課)

公告第六百二十五号

実施について、平成二十年十二月二日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の 平成二十年十二月十二日

島県知事 佐 藤 雄 平

測量地域 会津若松市

測量期間 平成二十一年一月九日から同年三月二十七日まで

作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)

平成20年12月12日 金曜日

(技術管理課建設産業室)

公告第六百二十六号

次のとおり業務の停止処分をした。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十五条第二 一項の規定により、

平成二十年十二月十二日

被処分者 株式会社総和

> 福 島県知

事 佐

藤

雄

平

所在地 いわき市小島町二丁目六番地の十

> 免許番号 福島県知事 (七) 八〇一〇八号

処分の種類及び期間

平成二十年十二月二十 一日から同月二十七日までの七日間の業務の全部の停止

処分理由 宅地建物取引業法第六十五条第二項に該当するため

三

県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する

半成20年12月12日

福島県知事

Ĥ 蒸

推 +

福島県企業局管理規程第12号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように

に限る。次条において「建設工事」という。)又は製造」に改める 第178条第1項中「工事等」を「工事(建設、移転又は除去を主たる目的とする

11号を第14号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号 を担える。 第179条第1項第4号中「公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫等」に改め、同項中第

- (7) 一件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約 の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 8 一件300万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合におい 契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- いて、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあつては100分 の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、か つ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合にお

た者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき。」に改め、同項第3号 めて」に改め、同項第1号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第2号中「妨げ り一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に、 事実があつた後、2年間を経過しない者を」を「この項(この号を除く。)の規定によ 者」を「履行しなかつたとき。」に改め、同項第6号中「前各号のいずれかに該当する 及び第4号中「妨げた者」を「妨げたとき。」に改め、同項第5号中「履行しなかつた を、その事実があつた日から2年間」を「ときは、その者について3年以内の期間を定 第193条第2項中「次の」を「一般競争入札に参加しようとする者が次の」に、「者 を「使用したとき。」に改める |使用した

入権 1 エア 9 別表第1資産勘定の表中 第216条の2第1項中「ときは」の下に「、特別の理由がある場合を除くほか」を加 に改める 拉 資 電話加入権 4 拉 資

靐 浬

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十 の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じ 和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十年十二月 て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第 一日現在において、次のとおりである。 条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭 の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて 、十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及び第七十五条第一項

750

合算して得た数

を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の

福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万

二四四、九〇四

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって

三三、三八九

福島県選挙管理委員会 委員長

新 妻

威

男

その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

平成二十年十二月十二日

~° ージ 正 段 誤 行

(経営企画課

双葉郡 田村郡 石川郡

○平成二十年七月十一日付け号外第四十八号中 IE. 誤

六 上 \equiv 平成二十年法律第八十七号 平成 一十年法律第 号

を乗じて得た数とを合算して得た数 選挙区

<u>Б</u>. 会津若松市 福島市

二九八八九四八 八八〇 九二

ソフ

南会津郡

岩瀬郡 安達郡 伊達郡 選挙区

電話加

六六六八 白河市

九五、

一 九 七 〇 四 四 七 九 一

須賀川市 原町市 郡山市 いわき市 喜多方市

九○九八二二 〇三一七六七 六四八

西白河郡

東白川郡

五八六六五七〇

相馬市

一〇六

大沼郡 河沼郡 耶麻郡

· 四三六 一七六

発行者 島 긺 印刷所 印

再生紙を使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】